

平成 29 年度

定期監査等結果報告書

(人権男女共同参画室)

豊前市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

人権男女共同参画室

### 2. 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月～平成29年12月）  
財務事務並びにその他の事務の執行状況

### 3. 監査の期間

平成30年2月5日 ～ 平成30年3月22日まで

### 4. 監査の方法

人権男女共同参画室から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

## 第2 監査の結果

人権男女共同参画室における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 住宅新築資金等貸付金について

債権管理(台帳)において1冊のファイルで複数人の管理をしているものが見受けられた。今後は、個人ごとに交渉記録や分納誓約等がわかる管理簿の整備に努められたい。また、債権管理については、職員が積極的に研修に参加し、滞納債務者について、戸別訪問や催告状の送付のほか、分割による戸別徴収を行うなど一層の債務の確保と公平性の確保に努められたい。

### 2. 人権センターの経理について

人権センターの経理において預金通帳と伝票を照合した結果、歳入及び歳出の帳票が綴っていないものが見受けられた。今後は、予算科目ごとに経理簿を作成し、事務を担当者が行った後に係長が確認する等のチェック体制を整え、適正な事務処理に努められたい。

### 3. 同和福祉センターの使用料について

隣保館、能徳集会所、及び児童センターの施設使用許可申請書において供覧印、徴収する・しないの別、使用室名について記載漏れが散見された。

施設の使用を許可したときは、同和福祉センターの管理運営に関する規則第6条に施設使用許可証を交付するとあるが、申請書に許可番号の記載がないものが散見された。今後は、各条例の規定及び規則に則り適正な事務処理に努められたい。

また、集会所の使用料について市条例とホームページの金額に相違があるため、ホームページの内容を修正されたい。

### 4. 人権のまちづくり協議会活動助成金について

助成金交付申請書において請求書(会長)＝受領者になっていない地区が散見された。この助成金が市の補助金に則るのであれば、受領時に会長の委任状の提出が必要と思われる。地区と協議のうえ、適正な事務の遂行に努められたい。

また、協議会決算書において、当該年度に余剰金が発生し、繰越金が数年度に渡り累積され、助成金の金額を上回る地区が散見された。

なお、助成金が目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか、及び助成の効果が確保されているかなど決算書等を精査し、適正な助成の金額について検討されたい。

## 5. 契約事務について

### (1) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その適用条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

### (2) 随意契約について

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法である。

今回の監査において、決裁文書に見積依頼書がないもの、具体的な理由がないもの、予定金額が明記されていないものが見受けられた。

随意契約は、契約の例外的取扱いであるため、その執行については慎重な判断が必要である。そのため、随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から見積書を徴取するとともに、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の法的根拠、随意契約を行う具体的理由等を記載されるよう努められたい。

### (3) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、契約書に長期継続契約である記載がないもの、契約日がないもの、契約条項の特記事項がないものが見受けられた。

長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

## 6. 備品台帳の整備について

前回の定期監査において指摘され改善されてきているが、平成 28 年度に課が新設された時点での備品台帳に机、椅子、テーブル、書棚等の記載がなく、不十分な面が散見された。

また、同和福祉センターにおいては、別に備品台帳があるものの最近の廃棄等の記載がないため、台帳記載の備品について現品を照合する等の点検が必要である。

更なる整備を行い、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、備品の管理が軽視されないことがないよう、より一層効果的な財産の管理に努められたい。